

社援協発0328第1号
平成31年3月28日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公印省略)

支払余力比率の記入様式及び記入要領の改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第130号）、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第371号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第372号）が公布されたことに伴い、「消費生活協同組合法施行規則、消費生活協同組合法施行規程及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について」（平成27年3月31日付け社援協発0331001号本職通知）における支払余力比率の記入様式（別紙1参照）及び記入要領（別紙2参照）について下記のとおり改正を行ったので、貴管内の組合において適宜使用するよう周知をお願いする。

当該記入様式以外の様式による支払余力比率の算出も妨げられるものではないが、その場合も、記入要領に記載している各項目の算出方法や注意点に留意し、記入要領の記載内容に則して支払余力比率の算出が行われるよう周知及び指導をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

○ 改正内容

第三分野共済の共済契約に係るリスクが新設されたことに伴う変更

(別紙1【支払余力比率の算出結果】、【事業概要】、【入力表(その2)】等)

以上